

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	児童福祉法等の一部を改正する法律
規制の名称	障害児入所施設の対象者の見直し(入所措置延長)
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	障害保健福祉部
評価実施時期	令和4年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>○ 児童福祉法に基づく障害児(満18歳未満の者)を対象とするサービスは、利用契約方式を採用しているところ、障害児の保護者は、障害児入所支援を受ける場合は、都道府県に入所給付決定の申請を行い、入所給付決定を受けた後、利用する障害児入所施設と契約を結ぶこととされている。</p> <p>保護者のない障害児又は保護者に監護させることが不相当であると認められる障害児については、都道府県の措置により、障害児入所施設に入所させることとされている。</p> <p>○ いずれの場合も原則として満18歳までしか入所できないが、入所措置の場合は、児童福祉法第31条第2項又は第3項の規定により、都道府県は、満20歳に達するまで措置を延長することが認められている。</p> <p>○ しかしながら、現状を見ると、依然として障害児入所施設には過剰児(障害児入所施設に入所している満18歳以上の障害者をいう。)が存在しており、特に、①満18歳近くに強度行動障害が顕在化したことにより移行先の確保が特に困難な満18歳以上満20歳未満の者や、②満18歳に達する直前で入所した情緒障害で精神状態が安定しない満18歳以上満20歳未満の者等、支援の必要性の高い者については、満20歳に達するまでに障害者施設等への移行を調整することが極めて困難、あるいは著しく福祉に欠けるケースが見られるところ。</p> <p>○ こうした特に移行困難な過剰児について、現行制度の枠組みの中で地域移行を推し進めることは、却って本人の自立した日常生活への移行を妨げることとなるおそれがある。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】</p> <p>○ 第56条第2項の規定により、都道府県は、入所措置にかかった費用について、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされている。</p> <p>○ 徴収額の上限は本人又は扶養義務者の収入によって異なるが、今回の改正により新設される延長規定の対象となるのが特に地域移行が困難な障害者であることを踏まえれば、本人の収入は低所得である場合が多いものと想定され、負担基準月額は0円となるため、遵守費用は発生しない。</p> <p>○ なお、18歳以上の障害児入所施設入所者(契約による入所を含む)であって令和3年度末現在移行先が確保できていない者の人数は全国で470人にすぎず、仮に負担基準月額が発生する程度の収入のある過剰児が存在したとしても、遵守費用の総額が10億円を上回ることは考えられない。</p> <p>【行政費用】</p> <p>○ これまで満20歳を超えて入所している過剰児に係る費用については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、給付費等を公費負担(国1/2、市町村1/2)してきたところである。</p> <p>○ 改正後は支出の根拠法が障害者総合支援法から児童福祉法となり、引き続き公費負担(国1/2、都道府県1/2)となるが、給付費等を負担する主体が都道府県に代わるだけで、追加的な公費負担は生じない。</p> <p>○ また、都道府県は、入所措置の延長判断を行うこととなるが、その他特有のシステム開発や事業の実施を要するものではないため、追加の金銭的負担は生じない。</p>

直接的な効果(便益)の把握	-
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	-
代替案との比較	-
その他の関連事項	厚生労働省社会保障審議会(障害者部会)による「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月16日)において、本改正の必要性が指摘されている。
事後評価の実施時期等	法律の施行後五年以内に事後評価を実施する。